

会 議 録		令和 5 年 2 月 16 日 作成	令和 8 年 3 月 末 日 廃 棄
会議名	京都府東山警察署協議会（令和 4 年度第 3 回）		
開催日	令和 5 年 2 月 16 日（木曜日）		
時 間	午後 3 時から午後 4 時 45 分までの間（105 分）		
場 所	京都府東山警察署 講堂		
出席者	佐々貴会長、石田副会長、平井委員、小林委員、細野委員、高安委員 上田委員 （欠席 竹内委員、高木委員） 計 7 人		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、警務課長代理、生活安全課長 地域課長、刑事課長 交通課長、警備課長、広聴相談係長 計 11 人		
諮 問 事 項	1 警察術科について 2 地域警察官の装備について		
会 議 内 容	1 会長挨拶 司会 副会長 2 署長挨拶 3 協議 (1) 諮問事項説明 警察術科について～警務課長 【委員】護身術の体験プログラムで、署員による少林寺拳法の演武を見せてもらったが、警察官は全員、同水準の武道ができるのか。 【警察】通常、警察署で実施しているのは、柔剣道と逮捕術である。 演者は学生時代に少林寺拳法の心得があり、本日の演武では少林寺拳法の要素が入っていたが、通常の警察官は犯人を制圧検挙する逮捕術を習得する。 【警察】当署では、今回、不審者に襲われた際の対処法を学ぶため、特に女性に焦点を当てた護身術動画を作成・公開し、防犯教室等で活用している。 女性の視点から、どのような護身術教養が望ましいか、意見をもらいたい。 【委員】今まで不審者に出会った経験がなく、実際に対峙した際に、自分が		

会 議
内 容

どのような反応ができるか未知数である。今日の体験で、不審者に襲われた際のポイントとして、その場にしゃがみこまないよう教わったが、もし不審者と対峙すれば、足がすくんでその場にしゃがみこんでしまうと思う。

女性ならではの反撃策として、ヒールで不審者の足を踏みつける方法もあると聞いたが、いつもヒール靴を履いているわけではなく、また踏みつける力も弱まっていると思う。

不審者に遭遇した時の対処というよりも、そもそも不審者に遭遇しないよう、また不審者に隙を見せないように、外出時には周囲に気を付けたいと思う。

【警察】 不審者と対峙した際には、ヒール靴で踏みつける以外に、鞆を用いて間合いをとる方法もある。本日委員に配布した護身術動画DVDをご家族と共に見てもらい、万が一の時には落ち着いて対処できるよう研究してほしい。

(2) 諮問事項説明

地域警察官の装備について～地域課長

【委員】 銀色の盾では、どの程度身を護ることができるか。

【警察】 銀色盾はジュラルミン材でできており、打撃からは身を護ることができるが、銃弾、特にライフル銃の弾丸は盾を貫通してしまう。

銃器から身を護る盾は本日展示していないが、より重く、より強い素材の防弾盾を装備している。

【委員】 防刃衣は刃物を完全に防げるのか。

【警察】 防刃衣の内部構造体は、小さな金属片が連なり、使用者の胴体を覆うことで、耐刃能力を有している。

【委員】 防刃衣は、後ろからの攻撃も防げるか。

【警察】 防刃衣の背中部分にも刃物を防ぐ構造体が入っているので、背面からの刃物による突きや切り付けを防ぐことができる。

【委員】 警察官が携帯する無線機と、パトカー車載無線機は同一なのか。

【警察】 警察官の携帯無線機は署活系無線といい、警察署の管轄区域内で送受信が可能である。

一方、車載無線機は府内通信系無線といい、京都府内全域で送受信することも可能である。

無線の送受信内容も異なり、署活系は警察署と署員間の情報を送受信するが、府内通信系では主に広域での事件事故に関する指令や手配を行う。

(3) その他

【委員】 駐車禁止除外指定車が常習的に路上駐車しているのを見掛けるが、

会議 内容	<p>取締りはできないのか。</p> <p>【警察】 駐車禁止除外指定車の標章は、申請者が申請用途に沿った使用で、公安委員会による駐車禁止指定場所で有効である。したがって、申請用途外や他人の使用、法定駐車禁止の態様に該当する場合には駐車違反としての取締りの対象となる。</p> <p>今後、常習的な駐車禁止除外指定車の路上駐車を見掛けられたら、当署に通報をしてほしい。通報に基づき、当該車両の駐車状態を確認した上で、適切に対応する。</p> <p>4 事務連絡</p> <p>令和5年度第1回東山警察署協議会は、令和5年6月頃に実施予定である。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
----------	---

第3回京都府東山警察署協議会の開催状況

